

介護サービス事業者等における事故発生時の報告の取扱い

1 趣旨

介護サービス事業者等は、利用者に対する介護サービス等の提供により事故が発生した場合は、利用者の家族、市町村等に連絡を行うとともに、事故の状況及び処置についての記録その他必要な措置を講じなければならない。

については、介護サービス等の提供により事故が発生した場合の岡崎市への報告について、必要な事項を定め、市内介護サービス事業者の統一的な対応を図るものとする。

2 対象

介護保険指定事業者、基準該当サービス事業者、介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業者及び有料老人ホーム等を運営する事業者（以下、「事業者」という。）が行う介護サービス等とする。

3 報告を要する事故

次に掲げる事故については、事故原因の如何にかかわらず、全て岡崎市に事故報告書を提出する。

報告事項区分	報告内容説明
(1) サービス提供による利用者のケガ	<ul style="list-style-type: none">・「サービスの提供による」とは、送迎・通院・見守り中も含むものとする。・ケガの程度は骨折等で外部の医療機関で治療（施設内の同程度の治療を含む。）を受けた場合とする。事業者側の過失の有無を問わない。※比較的軽易なケガは除く。・上記以外、ケガにより利用者とトラブルが発生することが予測される場合や利用者に見舞金や賠償金を支払った場合とする。
(2) 利用者の死亡事故の発生	<ul style="list-style-type: none">・利用者が病気等により死亡した場合であっても後日トラブルが生じる可能性が認められるものは報告するものとする。
(3) 食中毒及び感染症の発生	<ul style="list-style-type: none">・食中毒、MRSA、疥癬、結核、※インフルエンザ、※新型コロナウイルス、その他の感染症が発生した場合とする。※10名以上又は全利用者の半数以上の感染が発生した場合
(4) 職員（従業者）の不祥事等の発生	<ul style="list-style-type: none">・利用者の処遇に影響があるものとする。（例：利用者からの預かり金の横領、虐待等）

